

市会議案第 17 号

子どものために保育士の配置基準と公定価格を引き上げ保育士の増員や処遇の改善を求める意見書

上記の議案を提出する。

令和 4 年 12 月 20 日提出

吹田市議会議員	山根 建人
---------	-------

同	玉井美樹子
---	-------

同	益田 洋平
---	-------

同	村口久美子
---	-------

同	柿原 真生
---	-------

同	塩見みゆき
---	-------

同	竹村 博之
---	-------

子どものために保育士の配置基準と公定価格を引き上げ保育士の増員や処遇の改善を求める意見書（案）

コロナ禍において、保育所の重要性はより一層社会に認識されたが、子どもの発達を保障し、子育て家庭を支えるには、現在の保育士の配置基準は不十分なものであり、子どもの命と安全を守るためにも保育士の増員が急務となっている。

公立小学校については、コロナ禍の現状も踏まえ、全学年において、1学級当たりの定員を35人に引き下げる法改正が行われ、低学年から順次実施されている。また、文部科学省による2022年度（令和4年度）の学校基本調査の速報では、公立小学校における1学級当たりの平均児童数は約22人となっており、既に少人数学級化が一定進んでいることが読み取れる。

一方で、小学生よりも若い年齢である4歳・5歳児への保育士の配置基準は、子ども30人に対して保育士一人となっており、基準制定以来70年以上見直されていないことは、ゆゆしき事態であると言わざるを得ない。

国は、2023年（令和5年）4月にこども家庭庁を創設し、これまで以上に子ども関連施策の充実、推進を目指すこととしているが、そのためには、今こそ保育関連予算を大幅に増やし、保育士の配置基準の引上げによる保育士の増員、処遇の改善を国の責任で進めるべきである。

よって、本市議会は政府及び国会に対し、必要な財源を確保し、下記の事項について実現されるよう強く要望する。

記

- 1 子どものために保育士の配置基準を引き上げて保育士の増員を図ること。
- 2 公定価格を引き上げ、保育士の処遇改善を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月 日

吹 田 市 議 会